

# ハルハウス運営委員会 規約

## 第1条(会の目的)

本会は、ハルハウスの運営を通じて持続可能な社会を実現することを目的とする。

## 第2条(名称)

本会の名称を以下のとおりとする。

ハルハウス運営委員会

## 第3条(設立年月日)

本会の設立年月日を以下のとおりとする。

令和 3 年 7 月 12 日

## 第4条(所在地)

本会の所在地を以下に置く。

〒712-8024 岡山県倉敷市水島北春日町5-17

## 第5条(会員)

本会は、持続可能な社会を実現することに賛同し、ハルハウスの運営実施に係ることを以て、会員とする。

## 第6条(役員)

本会に以下の役員を置く。

代表 1名

会計兼庶務 1名

監事 1名

## 第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

会計兼庶務は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第8条(運営)

本会は、第1条の達成のために必要な活動を行う。

## 第9条(規約改正)

本会の運営に規約改正の必要がある場合は、会員の話し合いにより多数決をもって改正することができる。

### 附則

1. 本会に次の役員を置く。

代表 〒712-8024 岡山県倉敷市水島北春日町5-17 井上正貴  
会計兼庶務 〒710-0833 ██████████ 山下順子  
監事 〒712-8051 岡山県倉敷市中畝5-7-15 小田昌加

2. この規約は、本会の設立年月日である令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

3. 事業年度及び会計年度

本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

4. 役員会

役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会務の執行に関し議決する。

役員会の決議は過半数の賛成でこれを決し、議事録を作成することとする。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

令和 3 年 7 月 12 日

〒712-8024 岡山県倉敷市水島北春日町5-17

井上 正貴

印